

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年6月9日（平成28年（行個）諮問第97号）

答申日：平成29年7月10日（平成29年度（行個）答申第60号）

事件名：本人に対する療養補償給付等の不支給決定に係る審査請求に関して特定労働者災害補償保険審査官が収集した資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年特定月日付けで、神奈川労働者災害補償保険審査官が、私の療養補償給付及び休業補償給付不支給処分取消審査請求に係る決定を行う際に作成した審査資料のうち、「当審査官の収集した資料」一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年3月2日付け神個開第27-515号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、法14条3号イにより不開示とされた箇所の開示を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである

（1）審査請求書

ア 下記3件のメール内容については、請求人が送信又は受信したものであり、メール文面において一般的な内容であって、その文面からは当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがないと判断できる部分が多くあります。また、労働災害補償請求に関して会社側がこれらのメール内容を歪曲して主張しており、再審査請求を進めるに当たり会社側主張に反論する為可能な限り正確に文面を把握する必要があります。したがって、下記3件については、個人氏名及び当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するお

それがあある部分のみを不開示とし、その他の部分は開示すべきです。

(ア) 社内電子メール内容「件名, 特定名」 「参考資料1-①」

(イ) 社内電子メール内容「件名, 特定名」 「参考資料5-②」

(ウ) 社内電子メール内容「件名, 特定名」 「参考資料5-③」

イ 社内規定「特定名」 「参考資料6-①」は、ISO(国際標準化機構)によって定められた設計審査(デザインレビュー)の内容を社内向けにわかり易くまとめたものであり、その内容はISO規定に従ったもので容易に類推でき、内容自体は当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがないと判断されるものです。

また、労働災害補償請求に関して、この社内規定中のある事項の記載の有無が重要な争点になっており、再審査請求を進めるに当たり可能な限り全体の文面を把握する必要があります。したがって、個人氏名及び当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある部分のみを不開示とし、その他の部分は開示すべきです。

ウ 特定名報告書「参考資料15-①」において、その中の請求人に対する部分は、請求人との面談において何を伝えたか等を報告したものであり、請求人が既に知っている内容です。また、労働災害補償請求に関して会社側がこの内容を歪曲して主張しており、再審査請求を進めるに当たり会社側主張に反論する為可能な限り正確に文面を把握する必要があります。したがって、請求人に対する部分については開示すべきです。

エ 下記2件については、労働災害補償請求に関して、それらの日付が重要な争点になっており、再審査請求を進めるに当たりその対象名(タイトル名)と日付を把握する必要があります。また、下記2件については、公開特許として既に一般に公開され出願日を知ることができ、下記2件の資料についても出願日からおよその範囲で見当が付くものであり、日付の公開は当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがないと判断されるものです。したがって、各資料のタイトル名及びその日付部分については開示すべきです。

(ア) A発明検討議事録及び出願依頼書兼譲渡証並びに譲渡証「参考資料18-①」

(イ) A発明検討議事録及び出願依頼書兼譲渡証「参考資料18-②」

(2) 意見書

ア 対象文書, 参考資料6-① 社内規定「特定名」(理由説明書別表文書番号12)について

上記文書に関しては、まず初めに上記文書にて規定されている対象の「設計審査(デザインレビュー)」が如何なるものであるかから

説明します。

「設計審査（デザインレビュー）」とは、ISO（国際標準化機構）規格の中で規定されているものです。ISO規格にはISO9000シリーズと呼ばれる品質マネジメントに関して国際的に規定されているものがあり、その中でISO9001というものが認証の対象になっています。日本企業においては企業を相手にビジネスを営む場合には必ずと言って良い程ISO9001の認証を取得しているものであり、特定会社名においてもISO9001認証を取得しており、また定期的にISO監査を受けて認証を更新しています。特定会社名は会社ホームページを開設していない（会社ホームページは米本社が開設した物のみ）為直接的にISO9001認証を示すものが見つかりませんでした。特定年に事業譲渡により特定会社名から特定会社名に移行されて設立された特定会社名の沿革において、当時ISO9001認証を取得していたことが確認できます（詳細は下記にて別途説明）。したがって、上記文書による「設計審査（デザインレビュー）」の規定はISO規格に則ったものです。

そして、ISO9001の取得状況は企業側から積極的に公開されることが多く、その中で品質マネジメントが優れていることを具体的に知らせる為にその企業において「設計審査（デザインレビュー）」がどのように行われているかが公開されている例も多いものです。このように、「設計審査（デザインレビュー）」の開催規定自体は、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと判断されるものです。

また、当審査請求にて情報開示の対象である労災請求の審査請求における争点は、上記設計審査会（デザインレビュー）を請求人が開催したという事実から請求人が重責を担っていたことを示すかどうかというものです。療養補償給付及び休業補償給付不支給処分取消審査請求事件に関する報告書（理由説明書別表文書番号2）の中では、会社側は「設計審査（デザインレビュー）の開催者に関する社内規定は無い」という旨の説明をしていますが、社内規定「特定名」（理由説明書別表文書番号12）の1頁目に「設計審査会（デザインレビュー）は部長が開催すること。但し担当課長が代理開催しても良い。」という旨の記載がある筈です。つまり、会社側は不都合な事実に対して虚偽の説明を行ったものです。この「誰が設計審査会（デザインレビュー）を開催すると規定されているか」については、虚偽の内容ではあるものの、療養補償給付及び休業補償給付不支給処分取消審査請求事件に関する報告書（理由説明書別表文書

番号2) 中において述べられた部分が既に開示されており、「誰が設計審査会(デザインレビュー)を開催すると規定されているか」についての内容は既に開示されたと見なされ、社内規定「特定名」(理由説明書別表文書番号12)の該当部分も開示されるべきであると主張します。

イ 対象文書, 参考資料15-① 特定名報告書(理由説明書別表文書番号15)について

上記文書中の請求人に関する部分は、上長と請求人との面談において上長が何を請求人に伝えたか等を報告したものであり、請求人が既に知っている内容です。また、療養補償給付及び休業補償給付不支給処分取消審査請求事件に関する報告書(理由説明書別表文書番号2)中において、「光学系および電気系の知見が豊富と感じている」等の記載が既に開示されており、少なくとも上記文書中の該当部分も開示されるべきであると主張します。

ウ 対象文書, 参考資料18①-A 発明検討議事録及び出願依頼書兼譲渡証並びに譲渡証(理由説明書別表文書番号16)について

上記文書は、当審査請求にて情報開示の対象である労災請求の審査請求において、上記の特許が請求人を疎外して出願されたことを立証しうるものです。療養補償給付及び休業補償給付不支給処分取消審査請求事件に関する報告書(理由説明書別表文書番号2)で、会社側は上記のA発明検討会が特定年月日に実施されたと説明していますが、本当の実施日は特定年月日であり、A発明検討議事録及び出願依頼書兼譲渡証並びに譲渡証(理由説明書別表文書番号16)の中のA発明検討議事録には実施日が特定年月日と記載されている筈です。つまり、会社側は不都合な事実に対して虚偽の説明を行ったものです。療養補償給付及び休業補償給付不支給処分取消審査請求事件に関する報告書(理由説明書別表文書番号2)の中で発明検討会の実施日は虚偽の内容ではあるものの既に開示されており、A発明検討議事録及び出願依頼書兼譲渡証並びに譲渡証(理由説明書別表文書番号16)の中のA発明検討議事録の実施日の部分も開示すべきであると主張します。

また、療養補償給付及び休業補償給付不支給処分取消審査請求事件に関する報告書(理由説明書別表文書番号2)においては、特許検討会実施日、社内提出日、承認処理日、出願日と関連する事項の日付についても記載され、また開示されています。上記文書に関しての日付情報については、特許検討会実施日のみならず、社内提出日、承認処理日の2箇所でも虚偽を述べているものです。A発明検討議事録及び出願依頼書兼譲渡証並びに譲渡証(理由説明書別表文書番

号16)の中の出願依頼書兼譲渡証並びに譲渡証の2点は、社内提出及び承認処理の後でなければできない契約書であり、発明者による手書きサインの日付は特定年月日から特定年月日までの期間にある筈であり、これらの手続き順序の関係から社内提出日と承認処理日が虚偽であることを立証しうるものです。そして、出願依頼書兼譲渡証並びに譲渡証中の日付情報は、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと判断されるものです。前述の通り、上記の特許に関する日付情報は療養補償給付及び休業補償給付不支給処分取消審査請求事件に関する報告書(理由説明書別表文書番号2)の中に記載されているものであり、また既に開示されていることから、A発明検討議事録及び出願依頼書兼譲渡証並びに譲渡証(理由説明書別表文書番号16)の中の出願依頼書兼譲渡証並びに譲渡証の2点は、発明者の手書きサインの日付部分も同様に開示されるべきであると主張します。

エ 対象文書、参考資料18-②A発明検討議事録及び出願依頼書兼譲渡証(理由説明書別表文書番号17)について

こちら、上記ウと同様の理由で、A発明検討議事録の実施日の部分と、出願依頼書兼譲渡証の発明者の手書きサインの日付部分も同様に開示されるべきであると主張します。但し、こちらに関してはすべて正しい情報が記載されていると考えていますので、各手続きの時間軸上の関係の観点から前述の虚偽の日付情報との比較を行い、会社側が行った虚偽の説明の立証を補強するのが目的です。

オ 特定会社名がISO9001認証を取得していたことの詳細説明

まず、その沿革から特定会社名が、特定年に特定会社名(労災請求の対象事件発生当時の事業所の当時社名)になったこと、特定年に特定会社名に社名を変更したこと、特定年に事業譲渡により特定会社名から特定会社名グループに移行して新会社として設立されたことが確認できます。つまり、この会社は労災請求の対象事件が起きた当時は特定会社名(当時社名・特定会社名)の一部であったことを示します。

次に、この特定会社名が特定年に、ISO9001認証を取得していることが確認できます。このサイト情報にはISO9001認証取得の時期が2つ掲載されていますが、この特定会社名は特定年月に同グループ内の特定会社名と合併しており、LEDの項目は特定会社名のもので、元特定会社名のものではありません。そのことは特定会社名の沿革において、特定年にISO9001認証を取得していることから確認できます。

したがって、特定会社名は、元は特定会社名の一部であったこと、

その事業所は特定年にISO9001認証を取得しその後も更新し続けていることが確認でき、これらの事実は特定年当時に特定会社名としてISO9001認証を取得していたことを示すものです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年1月30日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成28年特定月日付けで、神奈川労働者災害補償保険審査官が、私の療養補償給付及び休業補償給付不支給処分取消審査請求に係る決定を行う際に作成した審査資料のうち、「当審査官の収集した資料」一切」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が平成28年3月2日付け神個開第27-515号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成28年3月12日付け（同月14日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、不開示理由について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、特定年月日付けで、神奈川労働者災害補償保険審査官が、請求人の療養補償給付及び休業補償給付不支給処分取消審査請求に係る決定を行う際に作成した審査資料のうち、「当審査官の収集した資料」一切である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1①、2②、3①、4、5①、6、7、8、9、10①、11①、12①、13①、14①、15①、16①及び17①の不開示部分は、請求者以外の氏名など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハマまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1②及び2③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が、請求者が行った労災保険の請求に係る決定を行うにあたり、請求者以外の特定

個人から聴取等をした内容である。当該聴取等の内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2①、3①、3②、4、5①、5②、6、8、9、10①、11①、11②、12①、13①、14①、15①、16①、16②及び17①の不開示部分は、特定事業場が一般に公にしていな内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1②、及び2③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が、請求者が行った労災保険の請求に係る決定を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取等した内容である。これらの聴取等の内容が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者等が心理的に大きな影響を受け、被聴取者等自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書の不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3①、3②、4、5①、5②、6、8、9、10①、11①、11②、12①、13①、14①、15①、16①、16②及び17①の不開示部分は、特定事業場が一般に公にしていな内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは上記イ

で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより、労働局及び労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成28年6月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月23日 | 審議 |
| ④ 同年7月5日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成29年6月15日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年7月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成28年特定月日付けで、神奈川労働者災害補償保険審査官が、私の療養補償給付及び休業補償給付不支給処分取消審査請求に係る決定を行う際に作成した審査資料のうち、「当審査官の収集した資料」一切」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号17に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、同条3号イにより不開示とされた箇所を開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の

一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人が提起した本件労災給付不支給決定に係る審査請求については、本件開示決定（平成28年3月2日）以前の平成28年1月22日付けで神奈川労働者災害補償保険審査官の決定が行われており、審査請求人へ当該決定書（以下「決定書」という。）が送付済みであるとのことである。

そうすると、審査請求人は、本件開示決定以前に、決定書記載の内容は承知しているものと認められることから、以下の検討においては、諮問庁から提示された決定書の内容も踏まえることとする。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書番号2（療養補償給付及び休業補償給付不支給処分取消審査請求事件に関する報告書）①の不開示部分について

当該不開示部分は、特定事業場の印影であり、印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これを開示すると、当該事業場の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書番号3（参考資料1-①）②、文書番号5（参考資料2-①）②、文書番号11（参考資料5-③）②及び文書番号16（参考資料18-①）②の不開示部分について

当該不開示部分は、特定事業場が、神奈川労働者災害補償保険審査官に提出した特定事業場の内部資料及び社内メールに添付された内部資料であり、審査請求人はその具体的な詳細を知り得るものではないことから、これを開示すると、このことを知った特定事業場だけでなく、関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書番号3（参考資料1-①）①、文書番号4（参考資料1-②）、文書番号5（参考資料2-①）①、文書番号6（参考資料2-②）、文書番号8（参考資料3-②）、文書番号9（参考資料5-①）、文書番号10（参考資料5-②）①、文書番号11（参考資料5

－③) ①, 文書番号 1 2 (参考資料 6－①) ①, 文書番号 1 3 (参考資料 1 3－①) ①, 文書番号 1 4 (参考資料 1 4－①) ①, 文書番号 1 5 (参考資料 1 5－①) ①, 文書番号 1 6 (参考資料 1 8－①) ①及び文書番号 1 7 (参考資料 1 8－②) ①の不開示部分について

ア 当該不開示部分のうち, 文書番号 4 (参考資料 1－②) の 1 頁 5 行目は, 審査請求人の氏名であり, 文書番号 1 5 (参考資料 1 5－①) ①の別表 5 欄に掲げる部分は, 審査請求人の所属及び発言内容である。当該部分は, 法 1 4 条 2 号の審査請求人以外の個人に関する情報に該当せず, また, これを開示しても, 特定事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ, 特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い, 労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど, 正確な事実関係を把握することが困難となり, 労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって, 当該部分は, 法 1 4 条 2 号, 3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず, 開示すべきである。

イ 当該不開示部分のうち, 文書番号 8 (参考資料 3－②) の項番 6, 項番 1 2 及び項番 1 7 の指摘事項の欄の記載については, 個人に関する情報は含まれておらず, また, 原処分で開示された情報であり, 審査請求人が知り得る情報であることから, これを開示しても, 特定事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ, 特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い, 労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど, 正確な事実関係を把握することが困難となり, 労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって, 当該部分は, 法 1 4 条 2 号, 3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず, 開示すべきである。

ウ 当該不開示部分のうち, 文書番号 4 (参考資料 1－②) のうち上記アで判断した部分を除く部分, 文書番号 5 (参考資料 2－①) ①, 文書番号 6 (参考資料 2－②), 文書番号 1 3 (参考資料 1 3－①) ①, 文書番号 1 4 (参考資料 1 4－①) ①, 文書番号 1 6 (参考資料 1 8－①) ①及び文書番号 1 7 (参考資料 1 8－②) ①の別表 5 欄に掲げる部分は, 決定書で開示された社内メールの件名, 文書名, 検討会開催日時等である。当該部分には個人に関する情報は含まれておらず, また, 決定書で開示された情報であり, 審査請求人が知り得る情報であることから, これを開示しても, 特定事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ, 特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い, 労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとな

るなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ その余の部分は、特定事業場が、神奈川労働者災害補償保険審査官に提出した社内メール等の内部資料である。当該資料には、審査請求人が送受信者となっているメールも含まれるが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該特定事業場の就業規則では、社内の物品の持ち出しは禁止されており、既に退職した審査請求人が、持ち出しができないメールの具体的な内容を知り得るものとは認められず、これを開示すると、このことを知った特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

本件労災請求については、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、諮問庁による当審査会への諮問後に、審査請求人に対し、いわゆる事件プリントが送付され、労働保険審査会の裁決もなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、その後の事情の変化を踏まえ、諮問庁の現時点における対応としては、労働保険審査会から既に審査請求人に対して開示された情報については、可能な限り開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条3号

イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書名	3 不開示を維持する部分	4 不開示情報 (法14条該 当号)			5 開示す べき部分
			2 号	3 号 イ	7 号 柱	
1	報告書及び物件 の提出について	① 2 頁ないし 4 頁の不開示 部分（2 頁の丸括弧の記載 を除く）	○			
		② 5 頁の不開示部分（かぎ 括弧の記載を除く）	○		○	
2	療養補償給付及 び休業補償給付 不支給処分取消 審査請求事件に 関する報告書	① 1 頁の印影部分		○		
		② 1 頁ないし 3 頁の不開示 部分（印影部分を除く） 6 頁 2 7 行目 2 9 文字目， 3 0 文字目， 3 5 行目 1 7 文字目ないし 2 0 文字目 7 頁， 8 頁の不開示部分	○			
		③ 6 頁 2 4 行目 1 3 文字目 ないし 1 7 文字目， 3 3 文 字目ないし最終文字， 2 5 行目 1 文字目ないし 2 5 文 字目	○		○	
3	参考資料 1 -①	① 1 頁 2 行目ないし 4 行 目， 6 行目， 8 行目ないし 最終行	○	○	○	
		② 2 頁の不開示部分（受付 印部分を除く）		○	○	
		③ 1 頁 5 行目， 7 行目， 2 頁の特定労働者災害補償 保険審査官の受付印	新たに開示			

4	参考資料1-②	不開示部分の全て	○	○	○	1頁5行目, 7行目
5	参考資料2-①	① 1頁の不開示部分	○	○	○	1頁7行目
		② 2頁ないし4頁の不開示部分(受付印部分を除く)		○	○	
		③ 3頁, 4頁目の特定労働基準監督署の受付印	新たに開示			
6	参考資料2-②	不開示部分の全て	○	○	○	1頁6行目
7	参考資料3-①	不開示部分の全て	○			
8	参考資料3-②	不開示部分の全て	○	○	○	項番6, 項番12, 項番17の指摘事項の欄の記載
9	参考資料5-①	不開示部分の全て	○	○	○	
10	参考資料5-②	① 1頁2行目, 4行目ないし6行目, 8行目ないし最終行 2頁, 3頁の不開示部分(本人氏名部分を除く)	○	○	○	
		② 1頁3行目, 7行目, 11行目, 14行目の4文字目ないし7文字目, 16行目及び25行目の6文字目ないし9文字目, 2頁8行目, 11行目の4文字目ないし7文字目, 13行目, 20行目の6文字目ないし9文字目, 29行目及び30行目の6文字目ないし9	新たに開示			

		文字目並びに 3 頁 3 行目， 6 行目の 4 文字目ないし 7 文字目， 9 行目， 1 4 行目 の 6 文字目ないし 9 文字及 び 2 5 行目 5 文字目， 6 文 字目			
1 1	参考資料 5 - ③	① 1 頁 2 行目ないし 4 行 目， 5 行目 4 文字目ないし 1 2 文字目， 7 行目ないし 最終行 2 頁ない 4 頁の不開示部分 (本人氏名部分を除く)	○	○	○
		② 5 頁の不開示部分 (表題 部分を除く)		○	○
		③ 1 頁 5 行目 1 文字目な いし 3 文字目及び 1 3 文字 目ないし 1 6 文字目， 6 行 目， 8 行目の 9 文字目及び 1 0 文字目， 1 7 行目の 3 2 文字目ないし 3 5 文字 目， 3 3 行目の 3 2 文字目 ないし 3 5 文字目並びに 5 頁目の文書表題部分	新たに開示		
1 2	参考資料 6 - ①	① 1 頁ないし 8 頁の不開示 部分 (「O J S」及び「C 1409.003」の記載部分， 受 付印部分を除く)	○	○	○
		② 1 頁ないし 8 頁の表題 (「O J S」及び「C 1409.003」)の記載部分， 1 頁ないし 3 頁の特定労働 者災害補償保険審査官の受 付印， 7 頁及び 8 頁の特定 労働者災害補償保険審査官 の受付印	新たに開示		

1 3	参考資料 1 3 -①	① 1 頁の不開示部分（受付印部分を除く） 2 頁の不開示部分	○	○	○	1 頁 4 行 目
		② 1 頁の特定労働者災害補償保険審査官の受付印	新たに開示			
1 4	参考資料 1 4 -①	① 1 頁ないし 6 頁の不開示部分（受付印部分を除く）	○	○	○	1 頁 2 行 目の 1 4 文字目な いし 2 0 文字目、 2 頁 1 行 目の 1 4 文字目な いし 2 0 文字目、 3 頁 1 行 目の 1 4 文字目な いし 2 0 文字目、 4 頁 1 行 目の 1 4 文字目な いし 2 0 文字目、 5 頁 1 行 目の 1 4 文字目な いし 2 0 文字目及 び 6 頁 1 行目の 1 4 文字目 ないし 2 0 文字目

		② 1 頁ないし 6 頁の特定労働者災害補償保険審査官の受付印	新たに開示			
1 5	参考資料 1 5 - ①	① 1 頁の不開示部分（表題部分，本人氏名部分を除く）	○	○	○	部名欄，課名欄，「③今後の目標・課題欄」及び「本人の発言内容」の項目とその記載欄
		② 1 頁の表題部分及び「氏名」の項目と氏名の記載欄	新たに開示			
1 6	参考資料 1 8 - ①	① 1 頁， 3 頁， 4 頁の不開示部分（表題部分，受付印部分を除く）	○	○	○	1 頁の「検討会開催日」の日時の欄のうち検討会を開催した日付
		② 2 頁の不開示部分		○	○	
		③ 1 頁， 3 頁， 4 頁の表題部分及び特定労働者災害補償保険審査官の受付印	新たに開示			
1 7	参考資料 1 8 - ②	① 1 頁， 2 頁の不開示部分（表題部分，受付印部分を除く）	○	○	○	1 頁の「検討会開催日」の日時の欄のうち検討会を開催した日付

		② 1 頁, 2 頁の表題部分及び特定労働者災害補償保険審査官の受付印	新たに開示	
--	--	-------------------------------------	-------	--